

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人葦の家福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(理事会、評議員会等への出席報酬)

第3条 役員が、理事会等の会議、入札立会及び法人行事等に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

2 評議員が、評議員会及び法人行事等に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

(理事等の業務報酬等)

第4条 理事が、理事会等の会議以外の日において、法人の業務又は法人の事業運営にあたったときは、別表2により報酬を支払う。

(監事の報酬)

第5条 監事が、法人及び事業の運営状況の指導又は監査の業務にあたったときは、別表2により報酬を支払う。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第6条 理事長が出席を求めた者が、理事会又は評議員選任解任委員会、運営協議会などの法人業務に出席したときは別表3により報酬を支払う。

(報酬等の額及び総額の決定)

第7条 この法人の全理事の報酬総額は、年間60万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間15万円以内とする。

3 役員等に対する報酬額は、評議員会の決議によって定めるとおりとする。

(費用弁償の支給)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものにつ

いては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

第9条 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第10条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（兼務職員の適用除外）

第11条 職員を兼務する役員には、この規程は適用しない。

- 2 報酬を受け取らない旨申し出があった役員、評議員等については、この規程は適用しない。

（公表）

第12条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補則）

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成30年7月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

名称	報酬
役員・評議員	日額 3,000 円

※市外に居住する役員、評議員については、上記報酬の額に天神又は博多駅までの旅費実費を加算する。

別表 2 (第 4 条、5 条関係)

名称	報酬 (4 時間未満)	報酬 (4 時間以上)
理事長	日額 3,000 円	日額 20,000 円
理事・監事	日額 3,000 円	日額 10,000 円

別表 3 (第 6 条関係)

名称	報酬
報酬	日額 5,000 円
費用弁償	旅費実費